

東久留米市第三次環境基本計画

東久留米市地球温暖化対策実行計画 「区域施策編」 (骨子案)

令和●年●月 策定
東久留米市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象とする温室効果ガスと部門	2
第2章 地球温暖化の現状	4
第1節 地球温暖化とは	4
第2節 地球温暖化の影響	5
第1項 世界への影響	5
第2項 日本への影響	6
第3項 東京都や東久留米市への影響	7
第3章 温室効果ガス排出量の現状	8
第1節 温室効果ガス排出量のガス種別内訳	8
第1項 基準年	8
第2項 温室効果ガス排出量の経年変化	8
第3項 二酸化炭素排出量	8
第4項 その他6ガスの発生源別内訳	8
第4章 目指すべき将来像と削減目標	9
第1節 目指すべき将来像	9
第2節 削減目標	10
第1項 温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標	10
第2項 削減目標を達成するための対策	12
第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組	18
第1節 基本計画における個別目標と施策	18
第1項 個別目標と施策一覧	18
第2項 削減施策の関連性	19
第2節 基本計画における個別目標と施策の方向、及び施策	20
基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち	20
基本方針3 みんなで取り組む環境のまち	35
第3節 重点施策	36
第1項 重点施策の目的	36
第2項 重点施策	36

第1章 計画の基本的事項

第1節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、集中豪雨や大型台風、記録的な猛暑等の気象災害、熱中症等の健康被害、陸上や海の生態系の変化等、世界的に深刻な影響を引き起こしており、国や地域を超えた地球温暖化対策に関する動きが加速しています。

2015年、第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられました。

2020年10月、日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比 46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表されました。また、2025年2月に決定された地球温暖化対策計画では、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減すること」を目指すこととしています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」とする。）において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられており、その他の市町村についても、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

本市では、こうした地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向を踏まえ、市域の温室効果ガスの排出実態、削減目標、市民・事業者・市の各主体が取り組む施策を示す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく計画となっています。

また、「東久留米市第三次環境基本計画」内で掲げる目標や施策内容を共有し、関連する計画との整合性を図りながら地球温暖化対策に関する取り組みを一体的に推進するものとします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、「東久留米市第三次環境基本計画」と同様に令和8（2026）年度から令和14（2032）年度までの7年間とします。令和32（2050）年度までのカーボンニュートラルの実現を長期目標と見据えつつ、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、基準年度は平成25（2013）年度、目標年度は令和12（2030）年度とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

〈計画の期間〉

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
環境基本計画	第2次					第3次計画									
地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）						第1次計画									
地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）	第3次	第4次計画													

第4節 計画の対象とする温室効果ガスと部門

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条に定められた温室効果ガスのうち、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）及びHFC_s（ハイドロフルオロカーボン類）の4種類のガスとします。なお、PFC_s（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六フッ化硫黄）及びNF₃（三フッ化窒素）については、ほかのガスと比較して国内全体における排出量が微量であり、市域における排出がほとんどない見込まれることから、本計画においては取り扱わないこととします。

本計画で温室効果ガス排出量の推計対象とする排出部門は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の5分野とし、部門別に推計を行います。

表 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた温室効果ガス一覧

種類	主な用途・発生源	地球温暖化係数※
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼など	1
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	25
一酸化二窒素（HFC）	化石燃料の燃焼、工業プロセスなど	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、断熱材、化学物質の製造プロセスなど	1,430 (HFC134a)
パーフルオロカーボン類（PFC）	半導体・液晶の製造プロセスなど	7,390 (PFC14)
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体、半導体・液晶の製造プロセスなど	23,800
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶の製造プロセスなど	17,200

※地球温暖化係数：地球温暖化ガスの温暖化に及ぼす影響を、CO₂を1としてCO₂に対する比率で示した係数です。国内で使用されている係数は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の2007年の報告書で示されたもので、2021年の報告ではフロン類などで引き上げられており、科学的知見に基づき改定されていきます。

表 本計画の温室効果ガス排出量推計の対象となる部門

部門	概要
産業部門	最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門をいいます。 なお、産業部門においては、工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
家庭部門	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門をいいます。家庭部門においては、自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上します。
業務部門	第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・行政機関など)の店舗や庁舎等において、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現しています。 なお、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所の外部での人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
運輸部門	最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいいます。
廃棄物部門	家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量を対象とした部門をいいます。

第2章 地球温暖化の現状

第1節 地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球から宇宙へ放射される熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、大気中で増えすぎることによって、地球の気温が上昇する現象です。

地球温暖化の始まりは産業革命が起きた18世紀であると考えられています。産業活動が活発化することで、石炭や石油等の化石燃料の消費量が大きく増加し、多くのCO₂が排出されるようになりました。

地球温暖化について科学的な分析・評価を行う専門家で構成されるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発表した「IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、平成23（2011）年から令和2（2020）年の世界平均気温が、工業化※以前より約1.09℃高くなっていることが報告されており、少なくとも過去2000年間で前例のない速度で世界平均気温が上昇し、その原因が人間の活動であることに疑う余地はないと初めて断定されました。

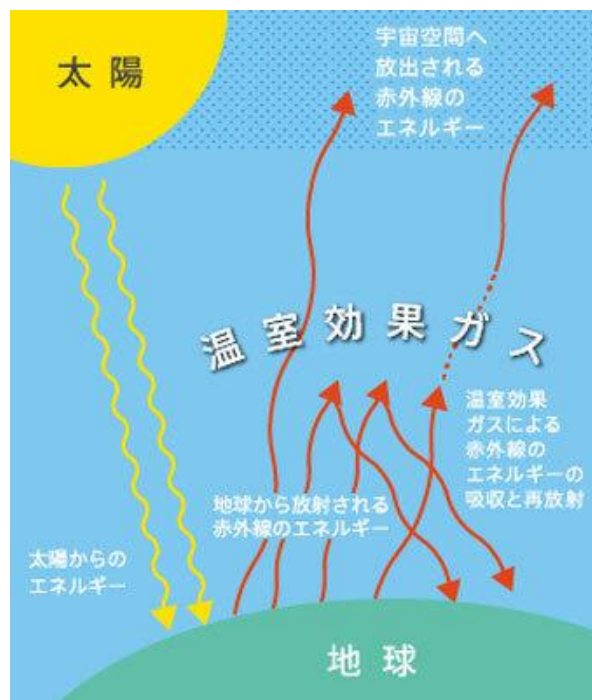


図 温室効果ガスによって気温が上がる仕組み
出典：環境省ウェブサイト

※工業化は18世紀半ばから始まっているが、工業化以前の状態に近い気温として、世界規模の気温の観測値が存在する最も古い時期である1850年から1900年の平均値が基準値に設定されている。

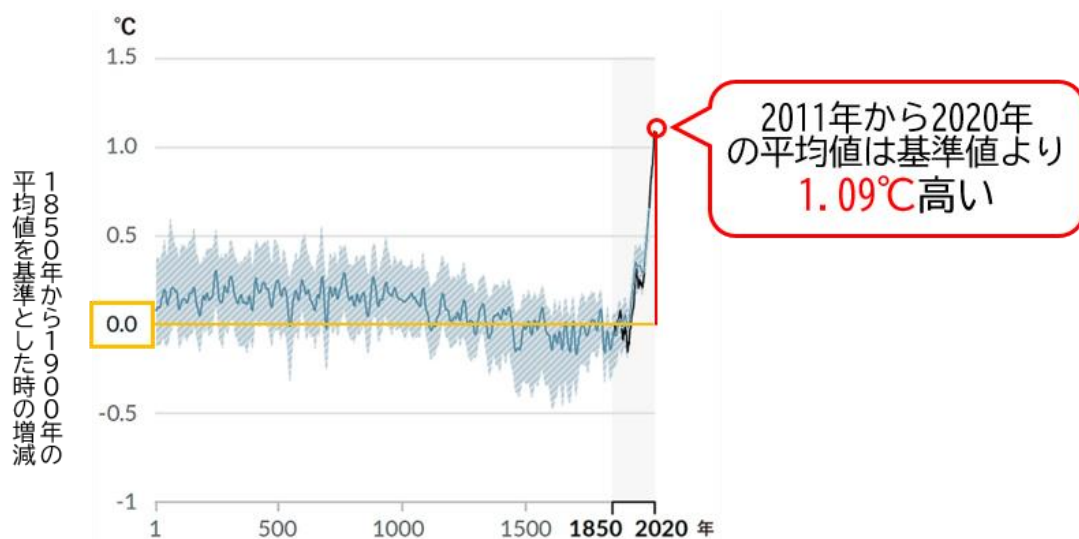


図 世界平均気温の増減の経年変化

出典：IPCC 第6次評価報告書

第2節 地球温暖化の影響

第1項 世界への影響

地球温暖化の進行により、世界各地で熱中症や洪水・豪雨等のリスクが増大すると予測されてきました。「IPCC 第6次評価報告書」によると、世界の平均気温は1.09℃上昇し、同時に海面水温も上昇していますが、その他にもさまざまな気候変動が生じています。

海面水温のゆるやかな上昇だけでなく、数日から数年の間に急激な水温上昇が起こる「海洋熱波」の回数も増加しています。

アラスカ海や西部赤道太平洋、北東太平洋、タスマン海、南西大西洋では、人間活動による気候変動の影響によりその海洋熱波が生じた可能性が高いとされています。

ほかにも、北極海の海水面積の減少や世界の氷河の量の減少、海洋の酸性化なども観測されています。さらに、氷河の融解や、水温の上昇に伴って、海面水位が上昇しており、1901年～2018年の間に0.20m上昇したと分析されています。

こうした気候変動あるいはその影響は、全世界で見られるものもあれば、一部の地域で集中的に生じる場合もあります。例えば、気温の上昇は世界全体で観測されていますが、大雨は、情報が少ない地域を除くとアジアやヨーロッパ地域で、干ばつはアフリカや中央アジアで特に増加しています。

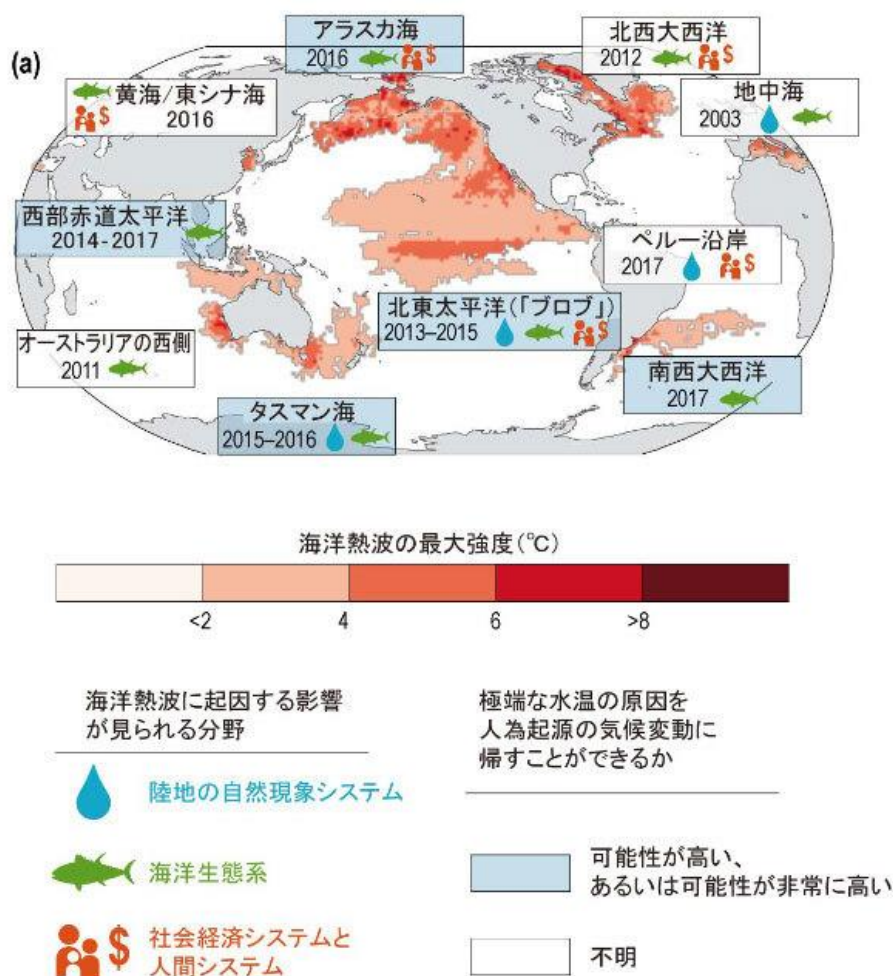


図 過去20年間に観測された海洋熱波の事例

出典：IPCC「海洋・雪氷特別報告書」の概要

第2項 日本への影響

地球温暖化の影響は、日本でも観測されており、年平均気温が様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.35℃のペースで上昇しています。

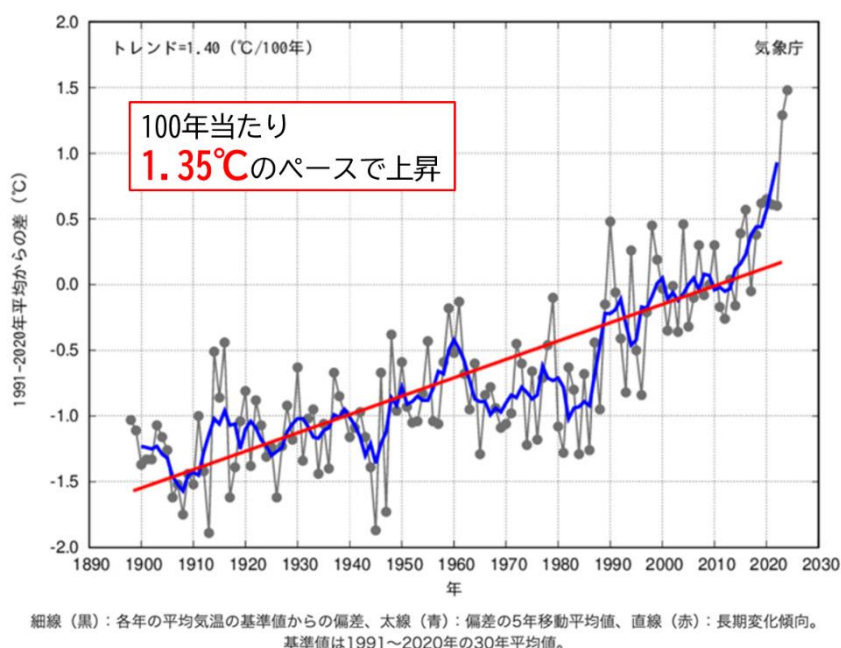


図 日本の年平均気温の推移

出典：気象庁ウェブサイト「日本の年平均気温」

降水量についても、気象庁によって1898年から継続して国内51地点における観測データを用いて評価されています。年降水量（1年間に降る雨の総量）は、年によって多い年や少ない年がありますが、気温の上昇のように、増加や減少の長期的な傾向は見られていません。

一方で、雨の降り方には変化が見られます。図で示したように、1日あたりの降水量が100mm以上の日数は、100年あたり0.29日の速さで増加しています。これは、大雨が降る頻度が増えていることを示しています。また、1時間あたりの降水量が50mmの「激しい雨」や80mm以上の「猛烈な雨」の回数も増加傾向にあります。

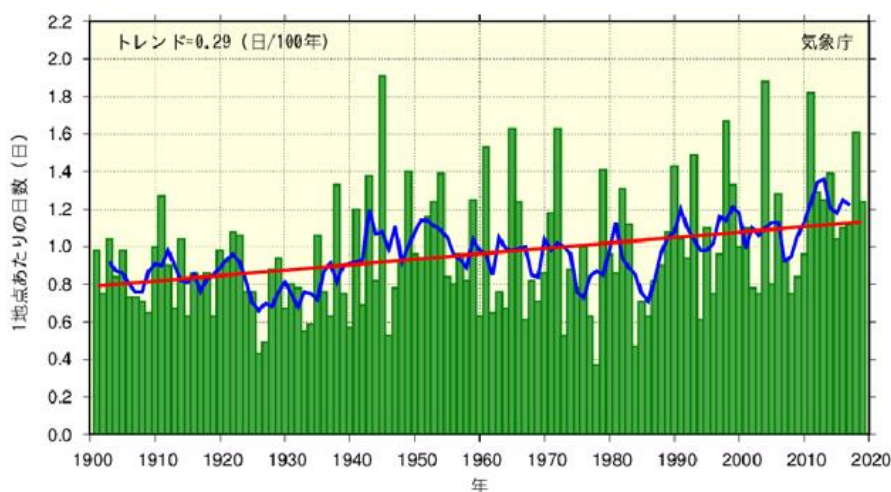


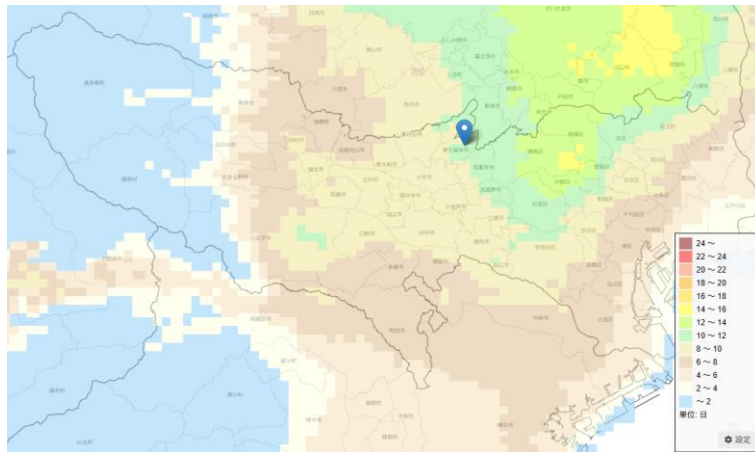
図 日降水量100mm以上の日数の経年変化

出典：文部科学省・気象庁「日本の気候変動2020(詳細版)」

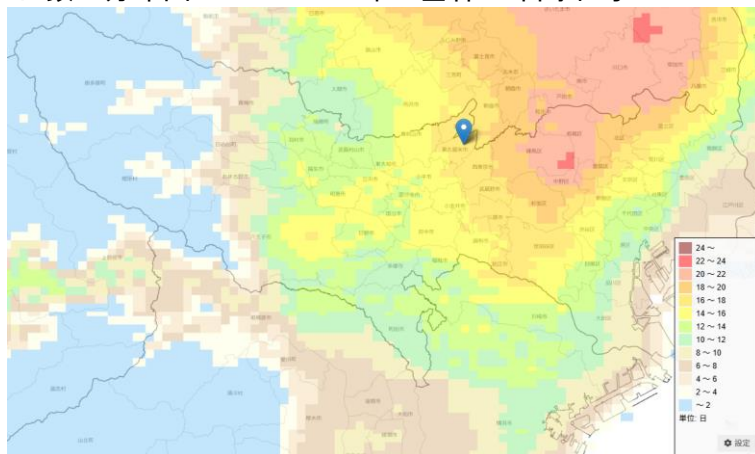
第3項 東京都や東久留米市への影響

- 気温は、区部、多摩部、島しょ部とも将来は現在よりも上昇すると予測されます。また、どの地域でも平均気温や日最高気温と比べて日最低気温がより上昇すると予測されています。
- 将来は現在よりも真夏日、猛暑日、熱帯夜は増加すると予測されています。

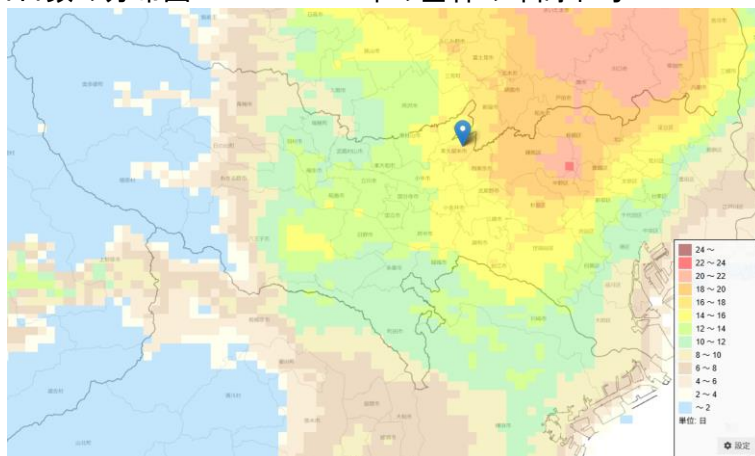
猛暑日日数の分布図 2010-2030 年の基幹の年間平均 MIROC6 SSP126



猛暑日日数の分布図 2040-2060 年の基幹の年間平均 MIROC6 SSP126



猛暑日日数の分布図 2080-2100 年の基幹の年間平均 MIROC6 SSP126



出典：「CMIP6 をベースにした CDFDM 手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ」（石崎紀子, 2021）
国立環境研究所（気候変動適応センター）

第3章 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による温室効果ガス排出量（推計）算出結果を用いています。

第1節 温室効果ガス排出量のガス種別内訳

第1項 基準年

第2項 温室効果ガス排出量の経年変化

第3項 二酸化炭素排出量

- （1）産業部門
- （2）業務部門
- （3）家庭部門
- （4）運輸部門
- （5）廃棄物部門

作業中

第4項 その他6ガスの発生源別内訳

第4章 目指すべき将来像と削減目標

第1節 目指すべき将来像

令和5年第1回市議会定例会の令和5年度施政方針の中で、市民、事業者、行政が一体となり、「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指す、「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

私たちが生まれ住むこの環境を次の世代にも引き継げるよう、様々な施策を推進して、市民・事業者・行政が一体となって「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指していきます。

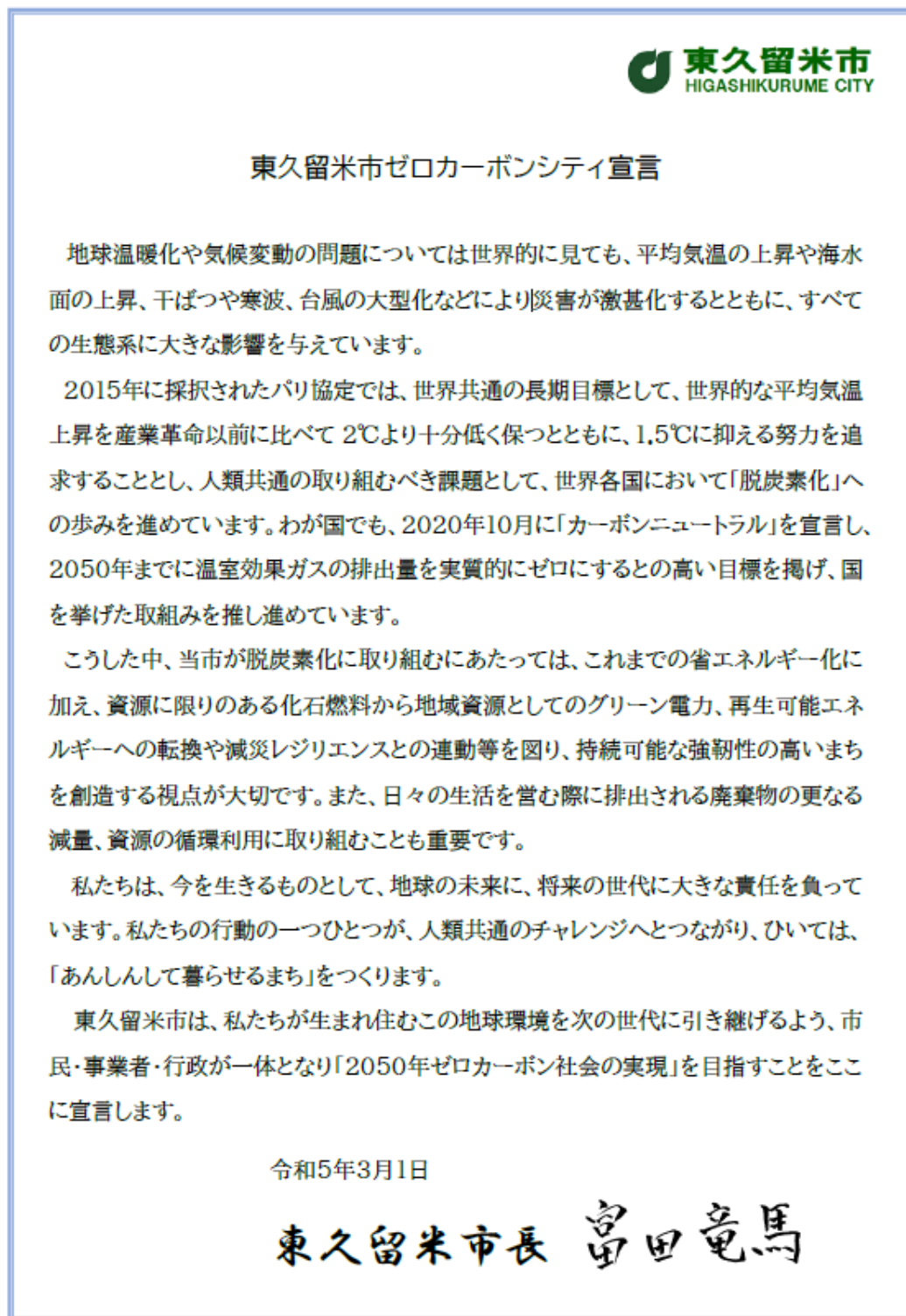


図 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言

これまで歌川部会員に算定いただいた資料やバックデータについては、資料編に掲載したり内部資料として活用する。

第2節 削減目標

東久留米市ゼロカーボン宣言で示されている「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、持続可能なまちを創造するために、対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画することが求められます。

第1項 温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

国では令和7年2月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比46%削減、令和32（2050）年度の排出量ゼロを目標値に掲げています。

本市における温室効果ガス排出量の将来推計結果に、各部門や各主体と連携した取組を行い、「令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比67%の削減」を温室効果ガス排出量の削減目標として定め、令和32（2050）年度のカーボンニュートラルへ取り組んでいきます。

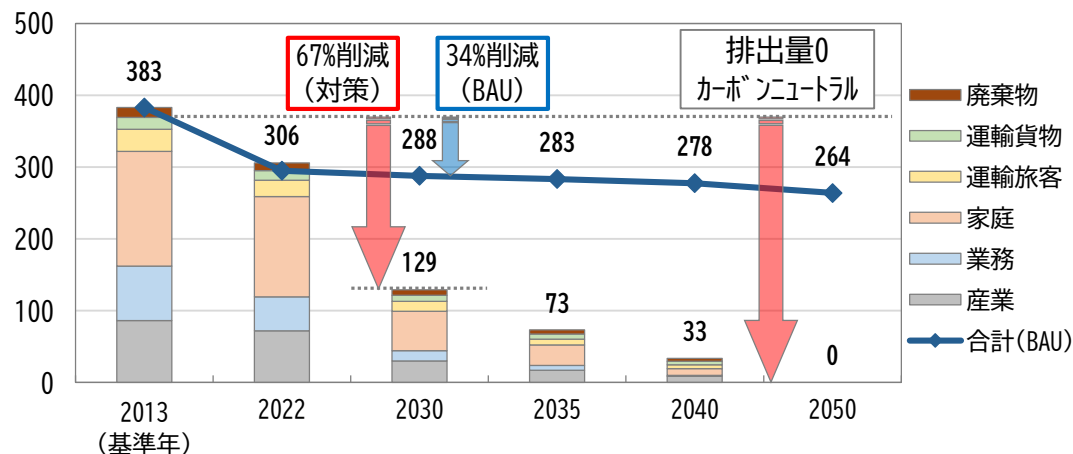
温室効果ガス排出量の削減には、電気事業者等が提供している排出係数の低減に努めてもらう方法もありますが、市では市民や事業者へ温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進め、省エネ対策や再生可能エネルギーを推進することで目標達成を目指します。なお、本市における森林吸収量については極めて小さいため、算定の対象としません。

表 部門別温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：千 t-CO₂)

部門	2013年度 (基準年度)	温室効果ガス排出量の削減目標				2013年度比削減率			
		2022	2030	2040	2050	2022	2030	2040	2050
産業部門	86	72.0	29.9	8.4	0	-16%	-65%	-90%	-100%
業務部門	76	47.0	14.3	1.3	0	-38%	-81%	-98%	-100%
家庭部門	160	140.0	54.6	9.4	0	-13%	-66%	-94%	-100%
運輸部門	47	36.0	22.3	10.3	0	-23%	-53%	-78%	-100%
運輸旅客	31	22.8	13.8	5.2	0	-26%	-55%	-83%	-100%
運輸貨物	16	13.2	8.5	5.1	0	-18%	-47%	-68%	-100%
エネルギー起源 CO ₂ 合計	368	295.0	121	30	0	-20%	-67%	-92%	-100%

(千t-CO₂)



(2) エネルギー消費量の削減目標

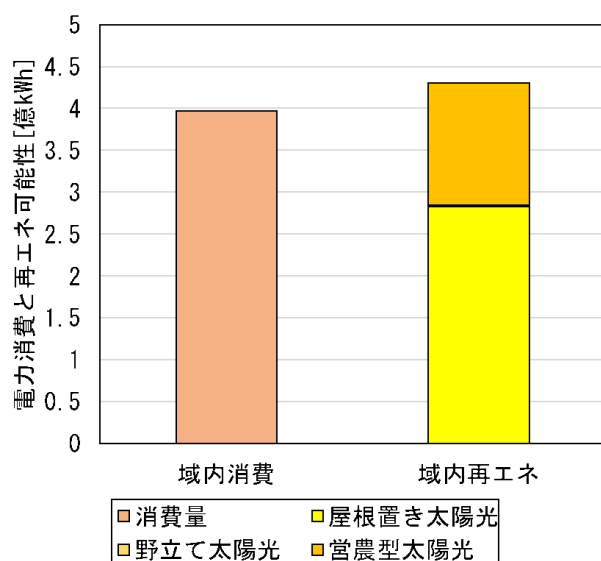
温室効果ガス排出量のうち、大半がエネルギーを消費した際に発生するエネルギー起源 CO₂ であり、その削減が重要となります。

表 部門別エネルギー消費量の削減目標

(単位：TJ)

部門	エネルギー消費量の削減目標				2022 年度比削減率		
	2022	2030	2040	2050	2030	2040	2050
産業部門	803.3	497.8	376.7	283.0	-38%	-53%	-65%
業務部門	476.3	278.4	211.4	186.6	-42%	-56%	-61%
家庭部門	1566.7	1021.6	796.2	646.6	-35%	-49%	-59%
運輸部門	510.9	329.4	252.2	209.0	-36%	-59%	-78%
運輸旅客	318.3	204.8	115.9	65.3	-36%	-64%	-79%
運輸貨物	192.7	124.6	93.1	48.2	-35%	-52%	-75%
エネルギー消費量 合計	3357.3	2127.2	1593.2	1229.8	-37%	-53%	-63%

コラム 「域内電力消費と域内再エネ可能性」



1 時間ごとの需給管理は必要となりますが、高い太陽光を使いこなすことができれば、域内電力消費量（年間値）を域内再エネ発電で賄える可能性を示しています。

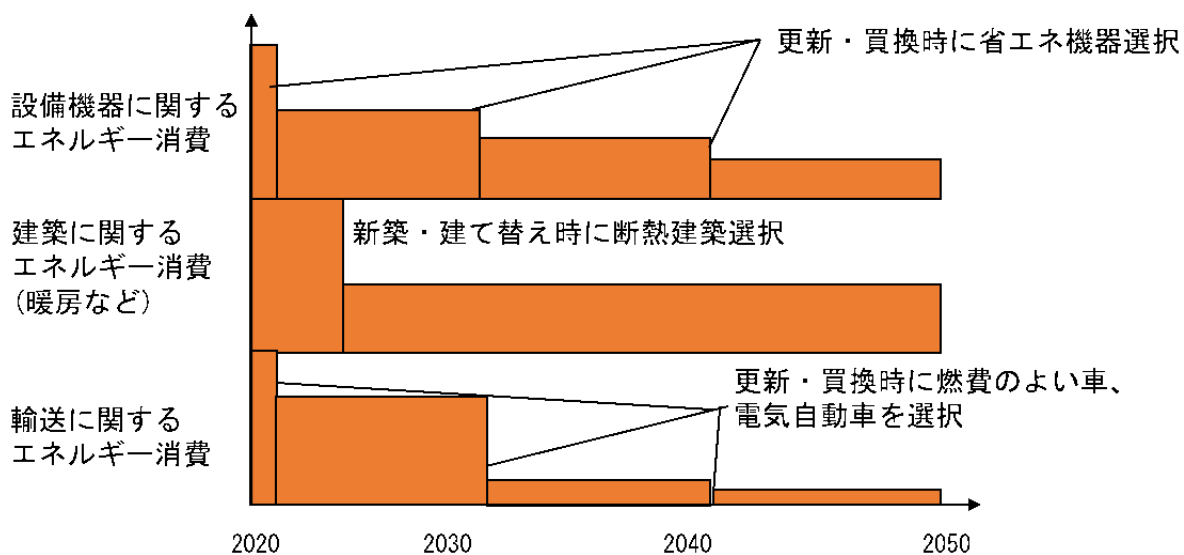
出典：環境省再生可能エネルギー情報提供システム、
経済産業省電力調査統計より作成

第2項 削減目標を達成するための対策

(1) 地域の重点対策

①省エネ対策

設備機器の更新時に省エネ設備や断熱建築、省エネ車を導入し、エネルギー消費の大幅な削減を図り、令和32(2050)年度のカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。



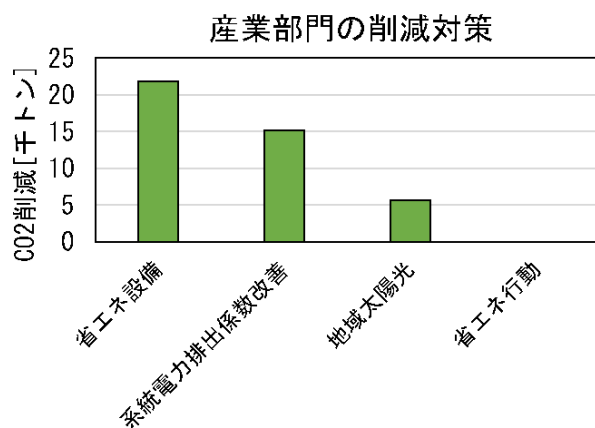
②再生可能エネルギーの活用

地域における再生可能エネルギーの利用を増やすため、再生可能エネルギー発電所を地域で自らあるいは共同で設置を検討する方法や、消費側で再エネ由来電力を選択し、再エネ発電割合の高い小売電気事業者やメニューを選択できる仕組みを推進します。

(2) 部門別の対策

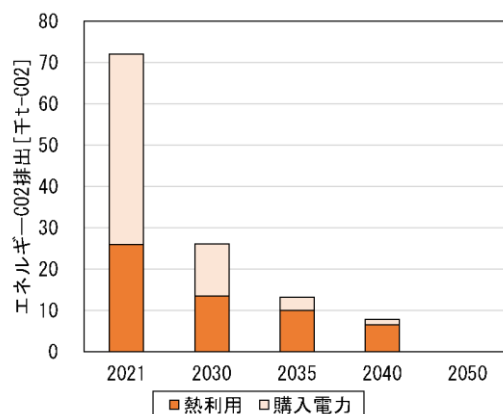
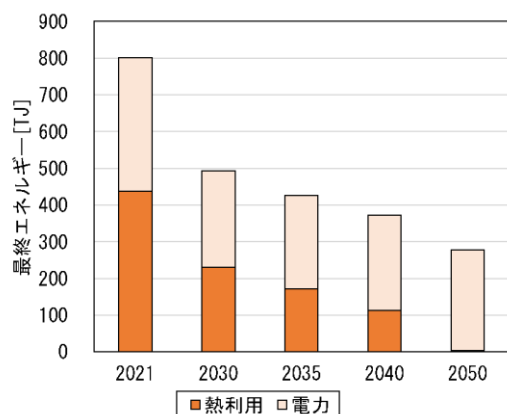
①産業部門

ア. 対策種類別の削減可能性



産業部門における CO₂排出削減効果が高いと考えられる取組は、空調、ヒートポンプ、コージェネレーションシステム等の業務で使用されている主要なエネルギー消費機器をエネルギー効率の高い省エネ設備・機器の導入や、エネルギー消費・二酸化炭素排出原単位といった電力排出係数の改善の推進が有効と考えられます。

イ. 対策を行った場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来推計



■ 省エネ対策

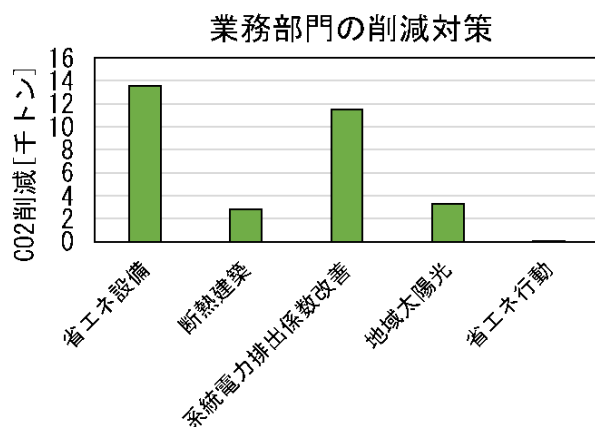
- ・更新時に省エネ設備を導入する。
- ・化石燃料設備を電化し、その際に省エネになるような設備を選択する。
- ・既存施設を省エネ改修する。

■ 再生可能エネルギーの活用

- ・電気の再生可能エネルギーを図る。
- ・熱のままでは再生可能エネルギー化しにくいので電化して再エネ転換を図る。
- ・農業の一部（温室利用の一部）は太陽熱利用を図る。

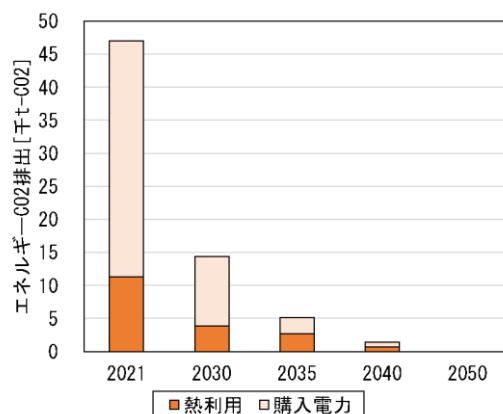
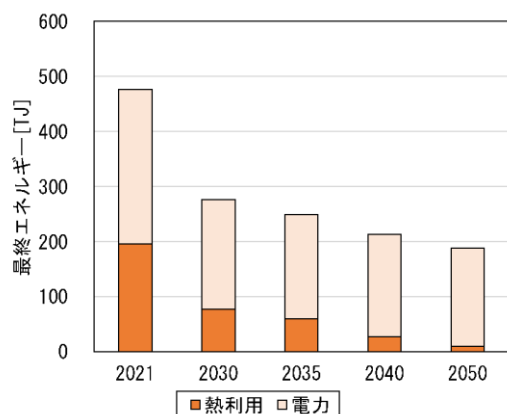
②業務部門

ア. 対策種類別の削減可能性



業務部門における CO₂排出削減効果が高いと考えられる取組は、LED 等の高効率照明やヒートポンプ式給湯器等のエネルギー効率の高い省エネ設備の導入やエネルギー消費・二酸化炭素排出原単位といった電力排出係数の改善の推進が有効と考えられます。

イ. 対策を行った場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来推計



■ 省エネ対策

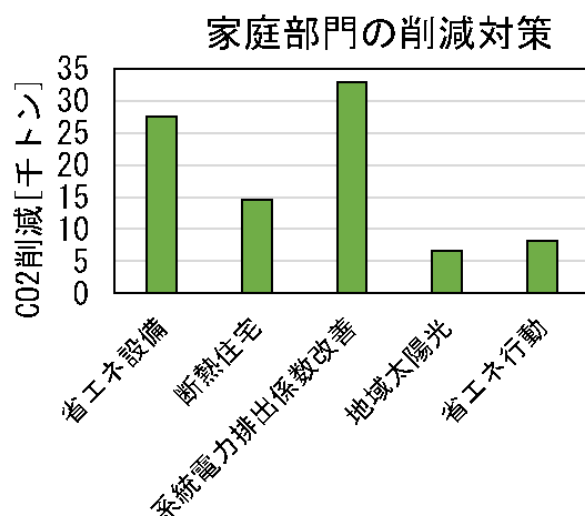
- ・新築時に断熱建築を選択し、既存住宅においても窓改修などによる断熱改修を実施する。
- ・照明機器の LED 化をする。
- ・設備の更新時に冷暖房や給湯機、照明機器や OA 機器等の省エネ機器を導入する。
- ・化石燃料設備を電化し、この時に省エネとなるような設備の選択をする。

■ 再生可能エネルギーの活用

- ・購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- ・施設や駐車場の屋根部分に太陽光発電の設置をする。
- ・熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

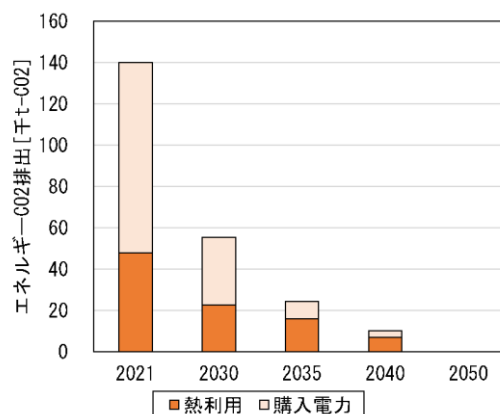
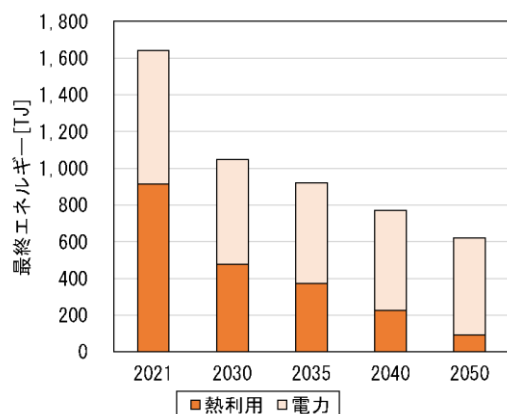
③家庭部門

ア. 対策種類別の削減可能性



家庭部門における CO₂排出削減効果が高いと考えられる取組は、CO₂排出原単位やエネルギー消費原単位の更なる改善や、LED 等の高効率照明の普及や家庭用の高効率給湯器等の高効率な省エネルギー機器の普及が有効と考えられます。さらに、新築住宅を建築する際に省エネルギー性能の向上や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などエネルギー管理だけでなく断熱建築とすることや、既存住宅の断熱改修も重要と考えられます。

イ. 対策を行った場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来推計



■ 省エネ対策

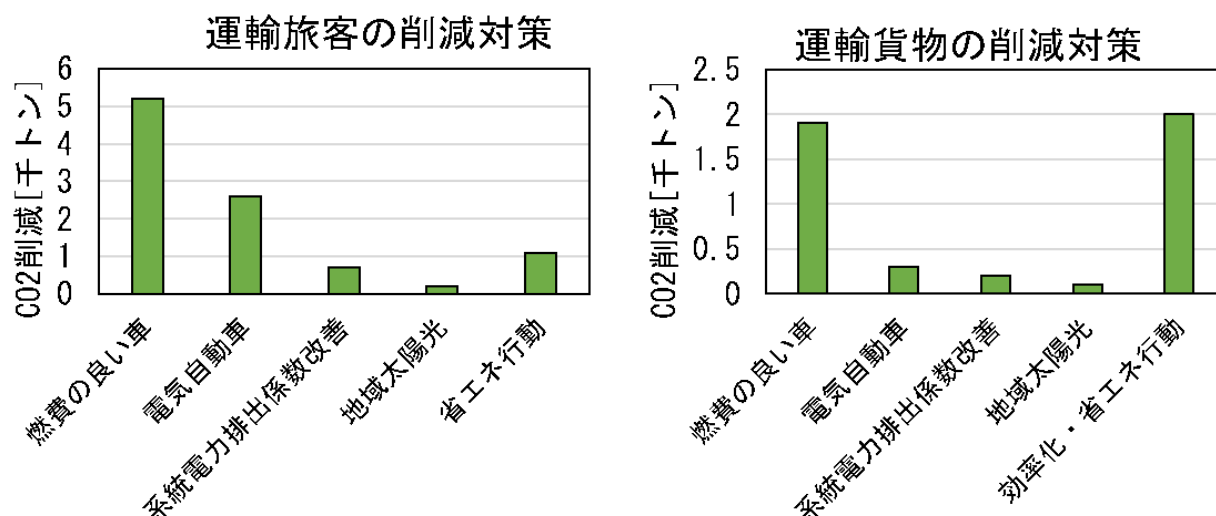
- ・ 新築時に断熱建築を選択し、既存住宅においても窓改修などによる断熱改修を実施する。
- ・ 照明機器の LED 化をする。
- ・ 設備の更新時に冷暖房や給湯機、照明機器や OA 機器等の省エネ機器を導入する。
- ・ 化石燃料設備を電化し、この時に省エネとなるような設備の選択をする。

■ 再生可能エネルギーの活用

- ・ 購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- ・ 熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

④運輸部門

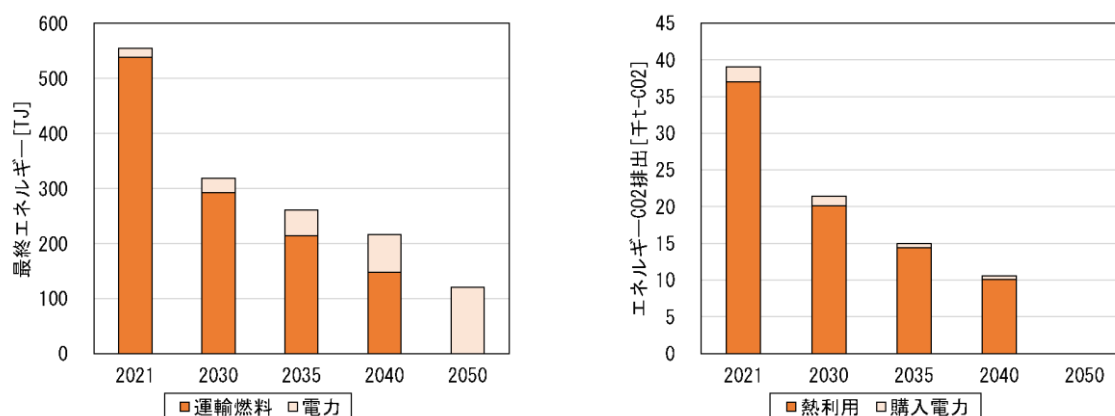
ア. 対策種類別の削減可能性



運輸旅客部門における CO₂ 排出削減効果が高いと考えられる取組は、エネルギー効率に優れた次世代自動車（EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車等）の普及、エコドライブや公共交通機関及び自転車の積極的利用等の環境に配慮した行動が有効と考えられます。

また、運輸貨物における CO₂ 排出削減効果が高いと考えられる取組は、電気自動車化されたトラック等の燃費の良い自動車の普及、配送の効率化やエコドライブ等の省エネ行動が有効と考えられます。

イ. 対策を行った場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来推計



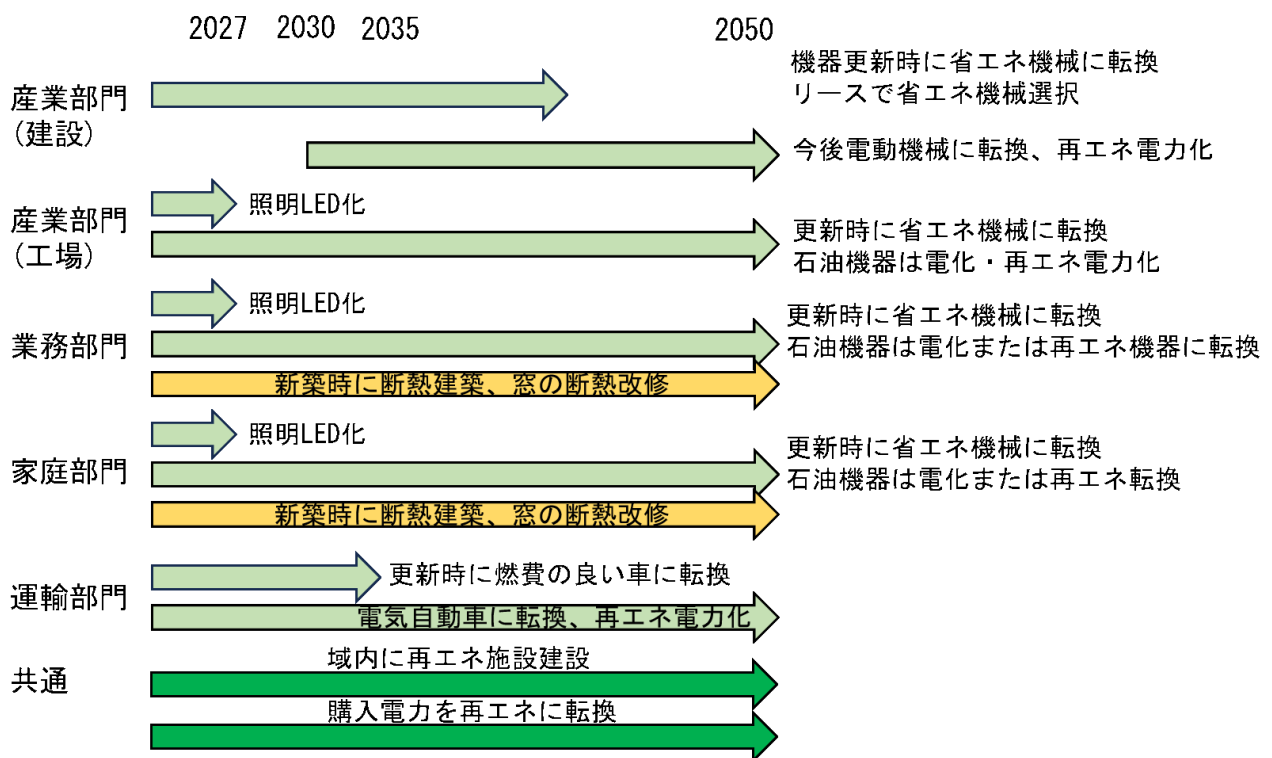
■ 省エネ対策

- ・自動車の買い替え時に燃費の良い車や次世代自動車を選択し、2050年までに次世代自動車に転換する。
- ・公共交通機関を積極的に利用する。

■ 再生可能エネルギーの活用

- ・電気を再生可能エネルギー化に転換する。

(2) 部門別カーボンニュートラルに向けたロードマップ



第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組

第1節 基本計画における個別目標と施策

第1項 個別目標と施策一覧

東久留米市における地球温暖化対策の実行計画として、各主体（市民・事業者・行政）が取り組むべき具体的な行動（施策）を基本方針/個別目標に整理しました。

基本方針②「地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち」

【個別目標5】地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

施策の方向① 効率を高め、省エネルギーを進める

- 施策1. 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める
- 施策2. 省エネ車やゼロエミッション車の導入を進める
- 施策3. 省エネ性能の高い建築物への普及を進める
- 施策4. 熱の効率的な利用を進める
- 施策5. 低炭素エネルギーへの転換を進める
- 施策6. EV 充電設備など普及を進める
- 施策7. 省エネの取組を進める

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

- 施策8. 太陽光発電設備の導入を進める
- 施策9. 低炭素電源の利用を進める
- 施策10. 蓄電池やV2H の利用を進める

施策の方向③ まちづくりや交通などの総合対策を進める

- 施策11. 市全体と団体や企業の GHG 見える化を進める
- 施策12. 円滑な交通流対策を進める

施策の方向④ その他（主に廃棄物由来とフロン）

- 施策13. 廃棄物削減に向けた 3R の徹底
- 施策14. ノンフロン機器への転換や適正管理の促進
- 施策15. 温室効果ガス排出量削減に向けた行動変容

基本方針③「みんなで取り組む環境のまち」

【個別目標9】よりよい環境を目指してみんなで取り組む

施策の方向⑥ 情報発信とコミュニケーションを通じて理解と対策を進める

- 施策16. 省エネに関する情報発信

第2項 削減施策の関連性

温室効果ガスの削減施策は、エネルギー、再エネ、交通、廃棄物、ライフスタイルなど多岐にわたっており、それぞれが相互に関連し合う構造となっています。また、建物の省エネ化と太陽光発電・蓄電池の導入は技術的に補完し合い、行動変容や情報発信はそれらの導入・実践を支える基盤です。

その中でも特に関わりが深く、一体的に進めることで効果的な取り組みが可能となる施策は次のとおりです。

特に関わりの高い施策

○建物単位で一体的に進める取組

- 施策 1. 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める
- 施策 3. 省エネ性能の高い建築物への普及を進める
- 施策 4. 熱の効率的な利用を進める

○EV 導入とインフラ整備

- 施策 2. 省エネ車やゼロエミッション車の導入を進める
- 施策 6. EV 充電設備など普及を進める

○電化＋エネルギーの柔軟な活用

- 施策 5. 低炭素エネルギーへの転換を進める
- 施策 10. 蓄電池やV2Hの利用を進める

第2節 基本計画における個別目標と施策の方向、及び施策

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

個別目標5 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

施策の方向① 効率を高め、省エネルギーを進める

施策1 省エネ効率の高い設備への切り替えをすすめる

市民に対して住宅等で使用する家電製品等において、省エネ性能の高い機器、高効率な設備、機器の導入を普及・促進することで、CO₂排出量の削減を促進します。

また、事業者においても温室効果ガス排出削減等指針の策定やヒートポンプ式給湯機、燃料電池等の導入、高い省エネ性能を持つ設備機器等の導入を促進し、事業規模等に合わせた取組が行えるように、情報提供などを積極的に行います。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭での高効率機器の導入 ・省エネ家電やLED照明の導入 ・HEMSやスマートホームデバイスでエネルギー使用の見える化
事業者	○業務用高効率設備の導入 ・ヒートポンプ給湯機や高効率空調機器の導入 ・業務用LED照明の導入 ○工場等での電化
行政	○東京都や国の補助制度の案内

支援制度

- ・住宅省エネ2024キャンペーン（断熱リフォーム・給湯省エネ補助）
- ・東京ゼロエミポイント事業（家電買い替え補助）
- ・エネルギー利用最適化支援事業（診断＋設備更新補助）
- ・中小規模事業者ゼロエミッション支援事業（設備更新等補助）

施策2 省エネ車やゼロエミッション車の導入を進める

自動車の脱炭素化に向けた取組を促進するため、燃費性能の高い自動車やゼロエミッション車等の次世代自動車を導入するために普及促進に向けた取組を積極的に進めます。

国や東京都と連携し、補助事業等の普及促進策の情報提供などもあわせて進めます。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○燃費性能の高い車・次世代自動車（EV・HV・FCV等）の選択・利用
事業者	○業務車両の低炭素化 ○充電・水素設備の整備・導入
行政	○ZEV導入促進とインフラ整備支援 ・公共施設へのEV充電設備の設置 ・公用車のEV・PHEV車両導入

支援制度

- ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（EV/PHEV/FCVの購入支援）
- ・ゼロエミッション東京：ZEV購入費補助（個人向けEV等購入支援）
- ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（商用EV/FCV購入支援）
- ・都内事業者向けZEV導入・充電設備補助（充電インフラ・車両購入支援）

施策3 省エネ性能の高い建築物への普及を進める

建物の新築や改修時に省エネ性能の高い建築物を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店と連携を図り、建物の省エネ化に関する情報提供を行い、さらに国や東京都の各種助成制度等の情報提供も引き続き実施します。

また、公共施設の新築・改修における省エネ化を推進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○住宅の高断熱・高効率化 ・住宅の新築時に ZEH、東京都ゼロエミ住宅等の選択 ・断熱窓や高効率設備の導入を伴うリフォーム
事業者	○事業所建物の省エネ改修 ・店舗や社屋、工場の断熱改修 ・LED 照明や高効率空調への更新 ・ZEH・ZEB の提案・施工（建築事業者）
行政	○省エネ建築の普及支援 ・国や都の制度・助成金を紹介

支援制度

- ・住宅省エネ 2024 キャンペーン（断熱リフォーム・給湯省エネ補助）
- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（ZEH 等住宅の補助）
- ・ZEB 推進支援事業（ZEB 化改修の補助）
- ・中小規模事業者建物断熱・空調等改修補助事業（設備更新費補助）

施策4 熱の効率的な利用を進める

省エネルギー住宅・建築物の普及により熱需要自体の削減を図るとともに、省エネルギーを実現する家庭用燃料電池等のLPガスコージェネレーションや電力需要のピークカットに貢献できるガスヒートポンプの利用拡大を推進するなど、自然的社会的条件や導入に係る経済性に配慮しながら、本市における再生可能エネルギーの利用促進を検討します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭での省エネ・太陽熱の活用 ・エネファームやエコキュート等の高効率給湯機の導入 ・太陽熱温水器の活用
事業者	○事業所での再エネ・省エネ熱の導入 ・業務施設へのヒートポンプやガスヒートポンプの導入 ・廃熱・余熱の再利用
行政	○再エネ熱の普及・廃熱の広域活用支援 ・市温浴施設等において周辺自治体と協力し、ごみ焼却における廃熱を利用し、化石燃料の削減を図ったエネルギーの有効利用する取組を推進。 ・ごみ焼却時に発生する熱を有効利用することで、地域資源を活かした脱炭素・地産地消型の熱利用を推進。

支援制度

- ・住宅省エネ 2024 キャンペーン（断熱リフォーム・給湯省エネ補助）
- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（ZEH 等住宅の補助）
- ・再エネ熱導入加速化事業（太陽熱・地中熱等設備補助）
- ・ZEB 推進支援事業（ZEB 化改修の補助）

施策5 低炭素エネルギーへの転換を進める

カーボンニュートラルの実現には、電力供給部門の脱炭素化だけではなく、家庭、運輸、産業、業務などあらゆる部門の最大限の電化を図る必要があります。

省エネルギー性能の高い設備や機器等の普及促進及び事業者への情報提供により、脱炭素に向けた取組を推進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭での電化による省エネ ・家庭内の機器（給湯・調理など）の電化
事業者	○事業所での電化と熱源転換 ・ヒートポンプやガスヒートポンプの導入による電化の推進 ・蒸気ボイラの高効率化・ガス化更新 ・熱源転換による環境負荷の低減
行政	○電化・低炭素化の促進支援 ・低炭素熱源や電化に向けた普及啓発、制度支援 ○公共施設での電化と熱源転換

支援制度

- ・住宅省エネ 2024 キャンペーン（断熱リフォーム・給湯省エネ補助）
- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（ZEH 等住宅の補助）
- ・中小規模事業者ゼロエミッション支援事業（設備更新等補助）

施策6 EV充電設備など普及を進める

公共充電インフラの整備や家庭用充電器の普及促進策を通じて、区域における次世代自動車の普及拡大に対応できる利用環境の整備を行います。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○EV等導入に向けた充電環境整備の働きかけ ・EVやPHEVの導入に向けた充電設備環境への関心
事業者	○事業所・施設の充電設備整備とEV導入 ・商業施設・事業所へのEV充電設備の設置 ・EV・PHEV車両の導入と社内利用環境の整備
行政	○公共施設への充電設備整備とEV導入 ・公共施設へのEV充電設備の設置 ・公用車のEV・PHEV車両導入

支援制度

- ・集合住宅へのEV充電設備設置支援事業（設備設置費補助）
- ・充電インフラ整備促進事業（公共・商業施設充電設備補助）
- ・ZEV車両購入＋充電設備補助（個人・事業者対象補助）

施策 7 省エネの取組を進める

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向け、行政や事業者、市民等が連携し、脱炭素につながる行動変容やライフスタイル転換が求められているため、その具体的な取組内容や効果について普及啓発を行います。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○日常の省エネ行動と消費行動の見直し ・日常生活でのグリーン購入やエシカル消費の実践 ・エコドライブや「3 きり運動」（使いきり・食べきり・水きり）
事業者	○事業活動における省エネ行動と配慮 ・エコドライブの社内教育や実践促進 ・環境配慮契約・グリーン購入の推進 ・地域物流の効率化やモーダルシフトの検討
行政	○ライフスタイル転換に向けた普及啓発 ・エコドライブ推進月間や地域イベントの開催 ・COOL CHOICE や脱炭素ライフスタイルに関する広報・啓発

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

施策 1 太陽光発電設備の導入を進める

住宅への再生可能エネルギー設備の設置を促進するために、設備導入に関する補助事業への情報提供を行い、普及啓発を促します。

また、初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備等を導入する仕組み等、市民や事業者が利用しやすい方法などを検討し、実態に合わせた情報提供を行います。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○太陽光発電設備の設置と維持管理 ・住宅の屋根への太陽光発電導入 ・設置後の適切な維持管理や安全配慮
事業者	○事業所・施設での太陽光発電導入 ・自社施設や賃貸住宅等への太陽光発電導入 ・設置後の適切な維持管理や安全配慮 ・PPA モデルを活用した設置の推進
行政	○公共施設での太陽光発電導入 ・公共施設への太陽光発電導入 ・設置後の適切な維持管理や安全配慮 ○太陽光導入の支援と制度周知 ・設置方法や制度（PPA 等）に関する情報提供

支援制度

- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（ZEH 等住宅の補助）

施策2 低炭素電源の利用を進める

脱炭素への関心が高まりによって、再生可能エネルギー電気の導入ニーズが高まっているため、再生可能エネルギー電気への切り替えを希望する市民や事業者に対して情報提供し、低炭素電源への利用を促進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○再エネ電力への切り替えと地産地消への関心 ・再エネ電力メニューへの切り替え ・地域新電力等への関心・参加
事業者	○事業所での再エネ電力利用・自家消費 ・再エネ電力の購入または導入 ・建物への自家消費型再エネ設備の設置
行政	○公共施設での再エネ電力利用・自家消費 ・再エネ電力の購入または導入 ・建物への自家消費型再エネ設備の設置 ○再エネ電力普及に向けた情報提供 ・小売電気事業者の紹介や再エネ電力情報の提供

支援制度

- ・再エネ導入加速化事業（太陽熱・地中熱等設備補助）

施策3 蓄電池やV2Hの利用を進める

電気自動車と住宅が双方向で電気をやりとりすることを可能とし、太陽光の電気の有効活用や非常時の電力を賄うことを可能とするV2Hの普及を促進します。

また、家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上が見込める蓄電池の普及を促進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○蓄電池やV2Hの家庭導入 ・太陽光発電と連携した家庭用蓄電池の導入 ・EVを活用したV2H機器の設置検討
事業者	○事業所等での蓄電・V2H設備の整備・導入 ・蓄電池やV2H機器の導入によるBCP対策 ・施設へのソーラーカーポート等の整備
行政	○公共施設での蓄電・V2H設備の整備・導入 ・蓄電池やV2H機器の導入によるBCP対策 ・公共施設へのソーラーカーポート等の整備 ○蓄電・V2H設備の整備・導入に向けた情報提供

支援制度

- ・戸建住宅におけるV2H普及促進事業（V2H設備設置補助）
- ・家庭用蓄電池導入促進事業（蓄電池導入費補助）

施策の方向③ まちづくりや交通などの総合対策を進める

施策１ 市全体と団体や企業のGHG見える化を進める

温室効果ガス排出量の削減を促す「見える化」により、機器の選択や運用上の工夫、省エネ意識の向上等の効果が期待できるため、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を活用した日々のエネルギーの「見える化」を推進します。

また、環境性能を表示するエコラベルや省エネラベル等の排出削減を促す「見える化」の導入についても事業者等と連携し、普及促進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭でのエネルギー見える化 ・ HEMS 等を活用し日々のエネルギー使用を可視化し、省エネ行動に反映
事業者	○事業所での GHG 見える化と情報開示 ・ エネルギー使用量の見える化（EMS） ・ 製品単位の CO ₂ 排出情報の開示
行政	○公共施設での GHG 見える化 ・ エネルギー使用量の見える化（EMS） ○見える化制度の普及・啓発 ・ 省エネラベル、住宅ラベリング等の表示制度の推進

支援制度

- ・ 東京ゼロエミポイント事業（家電買い替え補助）
- ・ 都内中小事業者 EMS 導入支援（EMS 導入費の補助）

施策2 円滑な交通流対策を進める

公共交通機関の利用を促進するために、地域や住民・事業者の交通手段等の特徴を踏まえた取組を推進していくことが有効であるため、地域の特徴や現状の公共交通網に適したモビリティ・マネジメントシステムの導入を検討します。

また、公共交通網がカバーしきれない範囲を徒歩や自転車、カーシェアリング等の活用を促し、脱炭素化を進めます。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○移動手段の低炭素化 ・徒歩、自転車、公共交通の活用による自家用車依存の見直し
事業者	○施設・物流における脱炭素化への対応 ・自転車通勤促進やシェアサイクル導入 ・物流のモーダルシフトの検討
行政	○公共交通と都市交通の最適化支援 ・東久留米デマンド型交通「くるぶー」の効果的・効率的な運行 ・幹線道路の整備による円滑な交通網形成 ・パークアンドライド導入の検討

施策の方向④ その他（主に廃棄物由来とフロン）

施策１ 廃棄物削減に向けた３Ｒの徹底

廃棄物削減に向け３Ｒの徹底を推進し、ごみの発生量を抑制します。さらに、日常生活のなかでできるマイバックの利用や食品ロスの削減等を推進し、ライフスタイルに合わせたごみの削減を促します。

また、事業者と連携した環境負荷の少ないリサイクルシステムを推進し、環境イベント等を通じて取組への理解促進を図ります。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭でのごみ削減と資源循環 ・「３Ｒ」（リデュース・リユース・リサイクル）の日常実践 ・「３きり運動（使いきり・食べきり・水きり）」の実践
事業者	○業務での廃棄物削減と協働・ ・再資源化や分別の徹底、リサイクルフローの整備 ・環境イベントなどへの協力・連携
行政	○３Ｒの徹底と啓発の強化 ・啓発キャンペーンやルール周知の強化 ・イベント・SNS・紙媒体など多様な手段での発信

施策2 ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

エアコンや冷蔵庫等の冷媒などに幅広く活用されてきましたが、強力な温室効果ガスであり、このようなことから、現在ではフロンを使わない技術や製品が開発されています。そのためノンフロン製品の普及促進を図り、消費者に対しては情報発信を実施していきます。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭でのノンフロン機器選択と使用管理 ・ノンフロン製品（冷蔵庫、エアコン等）の選択と使用 ・フロン漏えい防止への関心・対応
事業者	○業務用機器のノンフロン化と適正管理 ・業務用機器のノンフロン化や点検の実施 ・フロン排出抑制に向けた社内体制整備
行政	○公共施設における機器のノンフロン化と適正管理 ・機器のノンフロン化や点検の実施 ○法令周知 ・フロン類取扱いに関する法律・制度の周知

施策3 温室効果ガス排出量削減に向けた行動変容

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解促進を図るための取組を行い、生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的で参加しやすい行動を推進し、継続的に活動に取り組むための住民の意識改革を推進します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○日常生活の脱炭素行動 ・地産地消の食材購入、エシカル消費の実践 ・宅配再配達抑制 ・交通・エネルギーの選択見直し
事業者	○脱炭素経営と地域に根ざした実践 ・自社の省エネ取組の情報発信 ・地場農産物の活用 ・配送効率化の工夫
行政	○脱炭素行動の意識改革と支援 ・市民・事業者に対する普及啓発や事例紹介

基本方針 3 みんなで取り組む環境のまち

個別目標 9 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

施策の方向⑥ 情報発信とコミュニケーションを通じて理解と対策を進める

施策 1 省エネに関する情報発信

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを実現するための必要な方策・道筋を示した「くらしの10年ロードマップ」に基づき、行動変容・ライフスタイル転換を促します。

また、地球温暖化対策への情報提供を市ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて情報発信を行い、さらに環境イベントやワークショップなどを通じて市民同士の環境意識の向上を図ります。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○脱炭素ライフスタイルの理解と実践 ・家庭でできる脱炭素アクションへの気づきと実践 ・環境イベント等への参加を通じた意識向上
事業者	○事業者の脱炭素情報発信 ・自社の省エネ取組の発信 ・地域イベントでの共有
行政	○情報発信による行動変容の促進 ・市HP・SNS・イベント等を通じた広報 ・「くらしの10年ロードマップ」に基づく行動変容の促進

第3節 重点施策

第1項 重点施策の目的

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、本市で重点的に取り組む対策を、重点施策に位置づけます。

第2項 重点施策

重点施策を以下の考え方で抽出しました。

- ① 東久留米第5次長期総合計画 基本構想・基本計画における基本的な施策「2. 地球環境にやさしいくらしづくり」に示されている基本的な方向性と関連のある施策を重点施策として抽出
- ② 温室効果ガス排出量の削減効果が高いもの（各部門で1番大きな効果）を中心に重点施策を抽出
- ③ 将来的な市の施策方針に基づき重点施策を抽出

- ① 東久留米第5次長期総合計画 基本構想・基本計画における基本的な施策「2. 地球環境にやさしくらしづくり」に示されている基本的な方向性と関連のある施策を重点施策として抽出《P. 40 参考》

- 温室効果ガス削減を推進するとともに、市民や事業者の温室効果ガスの削減の理解促進に向けて、普及・啓発に努めます。(2-1 総合的環境施策の推進)

→ 施策 7 省エネの取組を進める（施策の方向① 個別目標 5）

- 「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民生活・社会環境の変化を踏まえ、ごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、より一層の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。(2-2 循環型社会形成の推進)

→ 施策 13 廃棄物削減に向けた 3 R の徹底（施策の方向④ 個別目標 5）

② 温室効果ガス排出量の削減効果が高いもの（各部門で１番大きな効果）を中心に重点施策を抽出
（令和７年度 第２回検討部会資料４より）

部門	施策・支援策	2030 年の CO2 削減量
家庭部門	≪施策名≫ 家電・設備の省エネ化の導入推進 ≪支援策≫ ・省エネ製品への買替の普及支援政策 ・市民への情報提供 ・都とも連携した相談窓口での相談対応 （買い替え前後の費用対効果、機器情報等）	家庭部門の 3 分の 1 以上
	≪施策名≫ 再生可能エネルギー電力への切替え支援・推進 ≪支援策≫ ・市民への情報提供（小売電気事業の CO2 や再エネ割合(都の制度利用)やコスト) ・相談窓口による相談対応	家庭部門の 3 分の 1 以上 （電力会社の再エネ割合増加効果を含む）
運輸部門	≪施策名≫ 更新時に燃費の良い車の導入(電気自動車以外) ≪支援策≫ ・燃費の良い車の具体的情報提供 ・住民向けの相談窓口設置（都などと協力） ・販売店にも省エネ情報、コスト情報提供を求める	運輸部門の約半分
業務部門	≪施策名≫ 再生可能エネルギー電力への切替え支援・推進 ≪支援策≫ ・企業への情報提供（小売電気事業の CO2 や再エネ割合(都の制度利用)やコスト) ・相談窓口による相談対応	業務部門の約 40% （電力会社の再エネ割合増加効果を含む）
産業部門	≪施策名≫ 省エネ対策の推進 ≪支援策≫ ・情報提供（効果や設置コストなど） ・相談窓口設置 ・ESCO 事業など地域の中小企業向け初期投資ゼロの省エネ事業の仕組みを作る。	電化と合わせ、産業部門の半分以上
	≪施策名≫ 電化率の向上 ≪支援策≫ ・情報提供（効果や設置コストなど） ・相談窓口設置 ・ESCO 事業など地域の中小企業向け初期投資ゼロの省エネ事業の仕組みを作る。	省エネと合わせ、産業部門の半分以上
エネルギー	≪施策名≫ ソーラーシェアリングの推進 ≪支援策≫ ・情報提供、相談窓口設置 ・モデル農家・農場作りなどの情報共有	中期的に消費電力の 3 分の 1 CO2 の 2 割削減を担う可能性。

→施策 1 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める（基本方針② 個別目標 5）

→施策 2 省エネ車やゼロエミッション車の導入を進める（基本方針② 個別目標 5）

→施策 4 熱の効率的な利用を進める（基本方針② 個別目標 5）

→施策 9 低炭素電源の利用を進める（基本方針② 個別目標 6）

③ 将来的な市の施策方針に基づき重点施策を抽出

環境省を中心に地域脱炭素に向けた取組を推進するための、脱炭素先行地域を選定し、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体を支援し、地域脱炭素の基盤を構築する取組を行っています。

本市においても東久留米市GX推進方針に掲げる「1.地域エネルギー（エネルギーの地産地消）」の考え方に基づき、ごみを資源として得られるエネルギー（廃棄物発電）の効率化を目指しているため、施策4 熱の効率的な利用を進める」を重点施策として位置づけることを検討しています。

施策4 熱の効率的な利用を進める

省エネルギー住宅・建築物の普及により熱需要自体の削減を図るとともに、省エネルギーを実現する家庭用燃料電池等のLPガスコージェネレーションや電力需要のピークカットに貢献できるガスヒートポンプの利用拡大を推進するなど、自然的社会的条件や導入に係る経済性に配慮しながら、本市における再生可能エネルギーの利用促進を検討します。

■ 各主体の行動

主体分類	行動
市民	○家庭での省エネ・太陽熱の活用 ・エネファームやエコキュート等の高効率給湯機の導入 ・太陽熱温水器の活用
事業者	○事業所での再エネ・省エネ熱の導入 ・業務施設へのヒートポンプやガスヒートポンプの導入 ・廃熱・余熱の再利用
行政	○再エネ熱の普及・廃熱の広域活用支援 ・市温浴施設等において周辺自治体と協力し、ごみ焼却における廃熱を利用し、化石燃料の削減を図ったエネルギーの有効利用する取組を推進。 ・ごみ焼却時に発生する熱を有効利用することで、地域資源を活かした脱炭素・地産地消型の熱利用を推進。

→施策4 熱の効率的な利用を進める（基本方針② 個別目標5）

① 東久留米第5次長期総合計画 基本構想・基本計画における基本的な施策「2. 地球環境にやさしくらしづくり」に示されている項目から重点施策を抽出

基本的な施策

1. 水と緑を守り育てる環境づくり

基本的な事業

1-1 水と緑の保全と活用

■ 現状と課題

本市には「平成の名水百選」に都内で唯一選定された「落合川と南沢湧水群」を含む数多くの湧水があり、これらを水源とする黒目川や落合川が流れています。豊富な湧水を好む多様また希少な生きものが棲んでいるこれらの湧水や河川は、市民が豊かな水辺環境に触れることのできる憩いの場になっており、本市の貴重な財産となっています。また、市民が水辺に親しむ環境を充実させるとともに、河川沿いの遊歩道の適正な維持管理に努めることや治水対策の強化に向けて、自然環境への影響に配慮した黒目川上流域の雨水整備などを行い、市民団体と協力して水辺環境の保全に努めています。今後も市民が水辺環境に親しめるよう適正な維持管理を行う必要があります。

また、本市は、東京都が指定する保全地域50箇所のうち、8箇所が市内にあるほか、雑木林や農地、屋敷林、樹林地も点在しており、緑に恵まれた環境と言えます。こうした空間は、生きものの生育・生息環境、市民の憩いの場となるだけでなく、防災上の機能や地下水涵養機能を担っています。

本市ではこれまでも「東久留米市のみどりに関する条例」及び「東久留米市宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発などが行われる土地については、一定の緑地の確保を義務づけていますが、都市化の進展により、制度によって保全されていない雑木林や農地などの民有地については減少傾向にあります。このため、今後市として特に保全すべき価値の高い緑地の保全に向けた事業に取り組んでいく必要があります。

一方、貴重な環境資源である緑を適切に管理し、次世代へつないでいくため、武蔵野の雑木林において、森林環境譲与税を活用して市民団体などと協働して保全に向けた事業を実施しています。今後も市民が親しめるよう市内の公園、緑地などの環境整備を行うとともに、高木・老木化した樹木の適切な維持管理を行う必要があります。また、緑の維持のため「みどりの基金」の効果的な活用などが求められます。

■ 基本的な方向性

- 河川の汚濁の防止に向けた啓発に努めます。
- 水辺環境の適正な維持管理を図るため、河川沿いの遊歩道の適切な管理に努めることや市民団体と協力して水辺環境の保全に努めます。
- 貴重な緑を守るため、適切な手法で緑地の保全、確保を図ります。
- 市内の公園、緑地について市民生活に配慮し、広く市民が親しめるよう環境整備を行うとともに、適切な維持管理を行います。
- 緑地の確保など緑の維持のため、「みどりの基金」の活用や国や都からの補助制度などを活用することで計画的に進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成 25 年度～令和 4 年度
東久留米市緑地保全計画	平成 28 年度～令和 4 年度

基本的な施策

2. 地球環境にやさしくらしづくり

基本的な事業

2-1 総合的環境施策の推進

■ 現状と課題

市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められます。

地球温暖化について、その解決には世界的な取り組みが必要となっており、本市においては、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を削減するため、照明のLED化など省エネルギーや節電などの対策に取り組んでいます。

身近な問題では、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのマナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりが必要です。

環境美化については、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、環境美化推進委員会を中心としてマナー啓発キャンペーンを毎年実施しています。

市内では数多くの団体が環境保全活動を行っており、市民主体の実行委員会が中心となり、市内40以上の団体が参加する環境フェスティバルが毎年開催されています。引き続き、市民の環境保全活動を支援するとともに、学校における環境教育・学習の推進が求められます。



環境美化マナーアップキャンペーン

■ 基本的な方向性

- 市民の生活環境の保全のため、定期的な環境調査を実施し、関係機関との連携・協力のもと、快適な生活環境の維持に努めます。
- 温室効果ガス削減を推進するとともに、市民や事業者の温室効果ガスの削減の理解促進に向けて、普及・啓発に努めます。
- 市民のマナー向上や地域での相互理解に向けた啓発を図り、良好な生活環境の確保を努めます。
- 環境美化に向けて、環境美化推進委員会を中心にポイ捨て等の防止の普及啓発に取り組みます。
- 環境保全に向けた市民や事業者の活動を支援するとともに、教育委員会と情報交換を行いながら、学校における環境教育・学習を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成 25 年度～令和 4 年度
東久留米市第三次地球温暖化対策実行計画	平成 30 年度～令和 4 年度



環境フェスティバル

基本的な施策

2. 地球環境にやさしくらしづくり

基本的な事業

2-2 循環型社会形成の推進

■ 現状と課題

市民のごみ減量への意識が高まり、家庭ごみの総量は減少傾向にありますが、最終処分場の埋め立て容量には限界があり、引き続きごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

本市では、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」で掲げた基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境負荷ができる限り低減できる循環型社会の形成を目指しています。

また、資源化協力店制度の運用や分別啓発活動の推進などにより、全市的には不法投棄やポイ捨ては減少傾向にありますが、市民・事業者・行政の役割と責任について、周知していく必要があります。

家庭ごみ有料化制度や分別指導などの意識啓発及び情報提供により、ごみ減量化・資源化の推進に向けて、市民の理解を引き続き促していく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民生活・社会環境の変化を踏まえ、ごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、協力・連携のもと、ごみ減量化・資源化の取り組みを進めます。
- 家庭ごみ有料化制度については、毎年度の点検・検証を実施し、広報やホームページ等を用いて市民に情報提供を行うことにより、本制度の定着がごみ減量・資源化推進につながるよう、市民一人ひとりの理解促進に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市一般廃棄物処理基本計画	平成 19 年度～令和 3 年度
東久留米市分別収集計画（第 9 期）	令和 2 年度～令和 6 年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度

